

第2回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日 時 平成16年1月31日(土) 10時00分～12時15分
場 所 鎌倉市役所第3分庁舎講堂
出席委員 松原康雄委員長、富田英雄副委員長、石井孝子委員、加藤邦子委員、
加藤芳明委員、新保幸男委員、四方燿子委員

青少年課長

お早うございます。本日はお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。
本日の出席委員でございますが、全員出席でございます。
なお、幹事につきましては、保健福祉部長、同次長が所用のため欠席しております。
それでは、委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

それでは、傍聴の方に入ってください。
(傍聴人入室)

おはようございます。土曜日の朝ということでいろいろご用事がある中、ありがとうございます。

第2回の鎌倉市の児童福祉審議会を始めたいと思います。この審議会は、公開すると同時に、傍聴をされている間の保育を鎌倉市にコーディネートをさせていただいておりますが、ボランティアの願いを鎌倉女子大に鎌倉市から声をかけていただきまして、きょうはお二方、鎌倉女子大の学生さんが保育をされていますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。これから審議を進めていく大切な役割を担っていただくこととなります。また、鎌倉市の職員の方にもボランティアとして積極的に協力をしていただいております。

さて、前回は第1回ということで、各委員の自己紹介ですとか、あるいはこの審議会において、どんなことを検討すべきかということそれぞれ各委員から述べていただくと同時に、全般的な鎌倉市の子どもについての概要を事務局から説明していただき、前回の委員会から引き継がれた方についてはやや復習的な部分も含めて、あるいは新たに就任された方については少し全体的な理解をしていただくということを行いました。審議のテーマとしては当面、放課後児童対策について審議を始めようというところまで決めました。きょうは第2回ですが、実質的な各テーマ毎の審議になります。この審議が始まる前に、今週、各委員には3カ所、子ども会館・子どもの家を見学していただきましたので、きょうはそんなことも含めてご議論をいただきたいと思います。

審議に入ります前に、前回、たまたま急なご用ということでご出席になれませんでした加藤芳明委員をご紹介したいと思います。自己紹介をお願いできますか。

加藤(芳)委員

神奈川県中央児童相談所の加藤でございます。前回、所用がございまして欠席させていただきました。大変恐縮でございます。

神奈川県中央児童相談所は県の機関でございますが、ご案内かと思えますけれども、県の児童相談所は、政令市を除く市町村を所管しております、五つございます。私ども県の中央児童相談所は、鎌倉市を始め、湘南地区4市3町を所管しております、所管人口113万人、一番大きい児童相談所です。ただ、所管全体の児童人口でいいますと16.1%で、県の他の児童相談所に比べますと比較的児童人口の少ないところだと思います。

児童相談所というと今、虐待ということで、もちろんそれ以外の養護相談・非行等を扱っているわけです。この審議会におきましても今後のテーマと承っておりますけれども、児童虐待等の養護児童対策の問題につきましても今後、議論があると承っております。

児童相談所の扱う虐待件数は、神奈川県中央児童相談所の統計だけで恐縮でございますけれども、全国的にも13年度と14年度を比べますと、やや減少傾向と公表されております。大都市圏においても若干の減少傾向にあるという認識のされ方をしておりますけれども、本県におきましては、県の五つの児童相談所の合計で、14年度は862件、13年度が865件ですのでほとんど横ばい。ちなみに今年度ですけれども、12月末で774件で、これは神奈川県所管の特徴なのでしょう、今年度は増加傾向に転じておまして、この勢いでいくと1,000件を超える勢いです。

ちなみに、当中央児童相談所管内でいいますと、今年度、昨年12月末までの通告・相談件数は31件で、前年の合計を既に上回っている状況でございます。

神奈川県の虐待相談の特徴を大ざっぱに言いますと、虐待には、ご案内かと思えますけれども4分類ございます。身体的虐待、ネグレクト、心的虐待、性的虐待とあり、身体的虐待が圧倒的に多いのが全国の特徴ではございますけれども、神奈川県の場合はネグレクト、養育の怠慢ないし拒否が身体的虐待とほぼ同数というような傾向がございます。ネグレクトの判定というのは非常に難しいわけですけれども、この間の岸和田の件なども、あれはネグレクトの象徴的な出来事でございます。そういったものに目が届くようになるというのは、制度そのものの周知が進んでいるという、関係機関初め、県民の皆さんの虐待に対する認識が高まっているということかと承知しております。

これらに対する対応なのですけれども、虐待相談件数全体と比べまして、そのうちの、とりわけ重篤あるいは緊急に保護が必要なケースの割合ですけれども、県の児童相談所全体での一時保護を実施した割合は約2割です。約2割が何らかの理由で子どもを保護しなければいけないと認識した数であります。そのうち長期にわたって、我々は分離と言いますけれども、中期あるいは長期にわたって個別養護を実施しなければいけない、いわゆる施設、里親等の措置を行った割合は全体の約8%でございます。

こういった一時保護、それから施設ですけれども、近年の虐待相談件数の動向に応じまして一時保護あるいは施設入所児童数は増加傾向にございます。とはいえ、キャパシティに限りがあるという事情もございまして、満杯状態がこここのところずっと続いております。県の一時保護の対応といたしましては、昨年の4月に相模原児童相談所の移転増改築の際に保護所を併設いたしまして、25名の保護所の定員増を図りました。それにしても、

目下のところ、もうほぼ満杯状態ということでございまして、もともと定員が足りなかったのかなということを実にあらわしているものと思っております。

それから、児童虐待の、とりわけ緊急性の高い事案についての対応ですけれども、今年度の立ち入り調査を行ったケースについては、県全体で10件、我々中央児童相談所では1件ございます。

昨今、大阪府岸和田の事件で再び児童虐待に対する児童相談所の対応が大きく問われております。神奈川県におきましても、平成13年3月に相模原児童相談所管内で発生したということもありまして、それ以降、対応を強化してきたという経過などがあります。

鎌倉市におきましては、虐待防止法が施行された直後の12年12月に、鎌倉市の虐待防止等ネットワークを市のこども福祉課と密接な連携をとらせていただいて立ち上げました。

とりわけ、実務担当者による援助活動連絡会を隔月で開催しておりまして、個別養護の取り扱いには十分に配慮しながら、それぞれの機関が抱えているケースの継続的な把握と、あるいは情報の共有に努めているところでございます。ですから、基本的にはそこで情報を共有化して対応を協議するという形になっておりまして、対岸の火事では決してないと思っております。鎌倉市でもし発生すれば、恐らくそこで議題に上って情報の共有が行われるであろうと思います。

現在、国において虐待防止法施行後3年を経過したということで、松原先生に委員長になっていただいて、虐待防止施策の見直し、論議が行われており、児童福祉法等の改正も予定されております。児童相談所のあり方も含めまして、今、議論が盛んに行われているところです。今後、児童虐待のケース、本県におきましては増加傾向にある、この鎌倉市においてももちろん増加傾向が見られますけれども、どういう対応をしていくかということにつきましては、いろいろ業務の上で相談させていただいておりますが、また、ネットワーク会議等の場においても鎌倉市の虐待施策の推進について協議させていただきたいと考えております。

ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

松原委員長

ありがとうございました。きょうの審議事項の2番目で、今後の審議スケジュールについてご議論いただきますが、いずれ虐待も含めた社会的養護にかかわる問題、この辺も議論することになると思います。今、加藤（芳）委員がおっしゃいましたように、法改正の中で市町村の役割がかなり強化あるいは明確化されてくる中で、鎌倉市として今後どうしていったらいいかということ議論していきたいなと思います。今、加藤委員がおっしゃいましたように、この問題についてはいつもプライバシーの保護のことがありますので、いずれ審議の過程の中で、そういったプライバシーの保護とかがありましたら、そのことについては審議会として十分に留意をして、守秘義務をこちらでも守りながら議論を続けていきたいと考えております。

それでは、きょうの審議に入りたいと思います。

まず、前回議事録の確認ですが、既にお手元に配付をさせていただいております、目を通していただいているかと思うのですが、今、この場で何かご訂正がありますか。よろしいでしょうか。もし、この12時までの間にお気づきになることがありましたら、後ほどまた、審議を閉じるときに確認をさせていただきますので、そのときにご発言いただければと思います。

それでは、2番目の今後の審議スケジュールということで、事務局からお願いをします。
青少年課長

会議の日程につきましては、おおむね2カ月に1回程度開催することになっておりますけれども、最初にご議論いただく放課後児童対策につきましては、次回を含めまして3回程度のご審議で意見集約をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

松原委員長

次回というのは、きょうと次回ともう1回。きょうを入れて全部で4回ですね。ですから、第2回、第3回・4回・5回までですかね。いかがでしょうか。大切な問題ですので時間をかけて議論をしていきたいと思うのですが、児相の加藤（芳）委員がおっしゃったように虐待の問題も確かに大切なことですし、専門的な立場からご助言いただけると思うのですが、当面4回かけて放課後児童対策について議論をしていくことにしたいと思えます。議会の関係とか、それから各委員のご都合で、そう正確に2カ月に一度とはいかないかと思いますが、今、1月の末ですので、3・5・7・9月、ことしの秋口ぐらいまでかけて議論をして、そこで一たん取りまとめる必要がありますか。その点はどうでしょう。

青少年課長

今回につきましては、三つの課題について2年間にわたってご議論いただくという予定でございますので、その都度、中間的な意見集約をお願いしたいと考えております。

松原委員長

そうしますと、おおよそ9月ぐらい、あるいは10月にかかるかもしれません。夏休み等が入りますので。この審議会として三つぐらいのテーマで考えるのですが、その都度、一定のまとめをしていく。2年間という長いスパンですから、最終的に議論したことを2年ほうっておくわけにもいきませんので、いったんはまとめていくということによろしいでしょうか。恐らく一定の文章化を伴ったまとめをすることになると思います。

では、それを確認させていただいて、次回を含めて3回、きょうを入れて4回ということで議論をしていきたいと思えます。

それでは、いろいろな資料も出ておりますが、その前に各委員に施設見学をしていただきましたので、せっかくですので、こんな感想を持ちましたということを各委員に伺ってから、資料の説明を受けた方がいいかと思えます。では、時計回りということで、四方委員からお願いしたいと思えます。

四方委員

四方でございます。感想でよろしいのでしょうか。では簡単に。

3カ所めぐって、大変親切といたしますか、親しく迎えていただきましてありがとうございました。私が思いましたのは、一番最後に見せていただきました、あれは大船第一子ども家の子どもたちの姿が、非常に生き生きしてうれしゅうございました。そんなことを言ってしまうと、ほかと比べてしまって、いろいろ難があるかと思いますが、しかし、やはり地域の子どもたちと学童保育の子どもたちが本当に一緒になって生き生きと遊んでいる姿を見て、こういう姿が今の子どもたちの中でなかなか見られないですね。それが大変うれしかったです。これは建物がどうこの問題ではなくて、やはり立地条件が相当大きいのではないかなという感想を持ちました。ほかにも多くの建物があるのだと思いますけれども、まだ未整理のところもあるかと思っておりますので、やはり子どもたちの学童保育というのは、本当に時間と空間をどう守っていくかということであろうかと思えます。だから、そんな中で、この立地条件の良さというのがすごく大きな要因ではないかなという感想を強く持ちました。

それからもう一つは、中には大変、ある意味では手をかけなくてはいけない、障害という言葉は使いたくないのですけれども、普通のいろいろな遊びに思い切ってなかなか入れない、いろいろな問題を持っていらっしゃるお子さんがいらっしゃる、その子どもたちの居場所にもなっていることがあるのだという感想を持ちました。しかし、この点については、やはり大変手間暇がかかるお世話をされているわけで、その辺の職員の配置がどうなっているのだろうかということは気になっております。

そのほかもろもろありますが、とりあえず感想でございます。

新保委員

私は見せていただきまして、放課後対策というものは、もともと鎌倉市の家庭に対するある種の公的なイメージを持ってつくられてきたものだと思いますけれども、今回見せていただきまして、もう少しプラスの評価というか、今後、積極的に放課後の子どもたちの健全育成とか子育て・子育てにプラスなイメージでとらえることができないかなというイメージを強く持ちました。これが第1点です。

それから、今後の世代の子どもたちですから、日当たりというのがやはり大切かなという気もしました。暖かい雰囲気があるということも、これもすごく必要なことかなということを感じました。

それから三つ目ですが、小学校から遠いところがあったのですが、これもやはり小学校の近く、もしくは小学校の中、もしくは近接の場所にあつたらいいなというイメージを持ちました。以上です。

加藤（芳）委員

3カ所見せていただきまして、児童相談所の目線でどうしても見てしまうものですから、そういう意味では、障害児のお子さんの受け入れ、あるいはADHDの一部を受け入れられているということで、先ほど四方先生からも職員配置が気になるという点のお話もあり

ましたけれども、こういった地域の社会資源を活用して生活が組み立てられているというのは、とても重要なことであるかなと思います。児童相談所と直接の関係は余り多くないのですけれども、そういった健全育成と放課後児童対策は表裏一体の関係であると思います。こういったところで、ほかのお子さんと支え合うということは非常に大事だなと。地域的な子育てがこういう形で行われているのかというのは改めて認識しましたけれども、大事な社会資源なのかなと実感いたしました。

加藤（邦）委員

3カ所それぞれに特色のある施設でしたが、一番最初に行きました二階堂の施設はケアセンターというのですか、高齢者の方の施設と複合された施設で、お年寄りと出会う機会ですとか、地域の方と出会う機会がごく自然な形で設けられているところでした。3カ所ともそれぞれの場所の特色と、それから子ども会館のあり方ということで、職員の方の動きもそれぞれ異なるのではないかなと考えられました。1年生の学童の方がとても多い子どもの家と、2年生、3年生もバランスがとれている施設とそれぞれありまして、1年生のお子さんにとっては初めて地域とのつながりができる場所ですので、指導員の方も献身的にサポートしたり、地域とのつながりを新しくつくっていくのでご苦労があるのではないかなと感じられました。通っていらっしゃる学童の方は、とても指導員の方を信頼していてコミュニケーションがうまくとれているなと思いましたけれども、場所の特徴で、外で遊ぶ場所と、中の遊びの場面と、地域に開放された場面という3段階の移動がありまして、危機管理というか、子どもの安全を確保するというのはなかなか大変で、職員の方がその子が今どこにいるかということ把握するときに、結構チームワークが必要な施設なのかなと感じました。

また、1年生のお子さんにとっては、お母さんから離れて初めて地域とのつながりを子どもだけでつくっていくところなので、指導員の存在は非常に大きくて、ある意味では、子どもさんにとっては指導員しか頼りにできないという状況ですので、指導員と子どもとの関係を、人数がというのではなくて、コミュニティーとのつながりの中に指導員がどう居つくかとか、指導員同士の勉強会ですとか、その地域の特色にあわせた動き方というのをお互いに話し合っ、意思疎通する必要がすごくある非常に難しい施設なのではないかなと感じました。

また、地震など、今いろいろな危機管理が大切だと思いますけれども、そういうときの決められていることすとか、保護者との連絡のあり方というのは、どうなっているのかなという疑問を持ちました。

石井委員

今回見せていただきました3カ所は、全部、併設館でしたけれども、印象としましては、地域の子どもの交流の拠点になっているなという感じが、とてもいたしました。二階堂の子ども会館では、午前中は乳幼児のお母さんと子どもたちが来ていると伺った中では、本当に今、必要とされている子どもの交流の拠点としての位置づけを十分果たしているなと

思いましたし、また、今、仲間づくりですとか、大変、子ども同士の関係が難しくなっていて、とても大事にされなければならないこととしての、放課後の子どもの地域での活動の場として、学校がそれをどうとらえていくか。また地域全体の保護者は、地域の方たちが子どもの家・子ども会館をどうとらえて、また、それを自分の生活の中にどう入れているのかと、また、学校とのかかわりをどうしたらいいのかというあたりを、どう考えていられるのかなと思いました。

富田副委員長

障害を持つと思われる子どもがいますけれども、なかなか今の指導員体制では大変だなと思いました。学校の先生よりは指導員の方が、うちの子どもの成長がほかの子に比べて遅いのではないかと、ちょっと違っているのではないかと感じている母親としては、指導員の方が話しやすいのではないかなと思いました。そういう意味で、指導員体制を充実する方がいいと思ったのが一つ。

もう一つは、保育園に障害を持っている子は大分います。そういう子のことで子どもの家で参考になることがあれば、地域の保育園と共同体制がとれば、子どもたちによりよいかと感じました。

松原委員長

ありがとうございました。私も委員長ということではなくて、個人として見せていただいた感想をちょっと何点か述べたいと思います。東京では、児童館で学童保育を展開する例が結構あるのですが、そうすると、二階堂ではなく大船地区で見た2地区のような形での連携が期待できないのですよね。そういう意味で鎌倉は、子どもたちが屋外で活動できる場所を持っているということ、どういうふうメリットとして生かせるかなというのを感じました。ただ、それがすべて15の施設に当てはまるかどうかと見ているわけではありませんが、例えば二階堂の裏側に大きなスペースがありましたので、ああいうところを使ってできるのかなと思いますし、そうすると、加藤邦子委員がおっしゃったように安全管理のことも含めて敷衍して考えなければいけないと思うことがあるのですけれども、ぜひ、これはメリットとして生かしていければいいというのが1点、ハード的には感じました。

子どもたちは本当に「ただいま」と言って帰ってきますよね、見ているとね。ですから、そういう意味で職員の方とのつながり、それから職員の方と一緒に展開する遊びそのもの、それから職員の人たちが、子ども同士が遊んでいるところで、横で見守っているということで、その職員の方たちの資質、それからもちろん何人かの委員がおっしゃったように体制の充実も今後考えていく必要があるだろうと思いますし、やはりいいハードができて、それを実際に活用していくときに大人側の資質があると思いますし、これも将来的には、そういった中にどれだけ地域住民が参加できるのかなということも考えておりました。

それから、併設館を見せていただけただけで感じたことなのだと思いますけれども、要するに放課後児童対策でない子どもも、ほとんど同じ時間に来て遊び始めている状況だったのですよ

ね。そうすると、子どもたちは一たん家に帰っておやつを食べるかなと考えちゃいまして、そういう補食といいましょうか、そういうことも含めて、食についてももう少し、地域で暮らす子ども全般に対して、子どもの家・子ども会館で何ができるかという観点から考えてもいいのかなとちょっと感じました。子どもたちはさばさばして、奥の方にすっとおやつとお茶をとって、みんなえらいですね、片づけて遊びに出ていきましたけれども、あれをもう少し工夫あるのかなと感じました。そのままできるところと、できないところがあるのですが、みんな全員参加で火を使って焼き芋やればみんな食べられる、寒かったのでそういうことも感じました。

実際には、3カ所しか見ておりませんので、それぞれその中での感想になりますので、一たん全体像を把握してから、またこのことについて議論を進めていきたいと思います。審議事項としての提出資料の説明、あるいは放課後児童対策の現状について、今度は全般的な説明を伺って、その後、今の各委員の感想と、それから鎌倉市側の説明を受けて、少しまた論議をして次回以降につなげたいと思います。それでは提出資料の説明、あるいはそれに加えての放課後児童対策の現状を事務局から説明をお願いします。

青少年課青少年担当係長

それでは、本日配付させていただきました資料について説明をさせていただきます。資料の表紙をおめくりください。裏面の目次をごらんください。まず資料NO. 2 - 1の資料でございますが、鎌倉市子ども会館・子どもの家の資料で、子ども会館・子どもの家の施設概要をまとめたものでございます。ページで申し上げますと、1ページから12ページまででございます。ページは、用紙の下段の左右に書かれています数字をごらんください。

それでは、2ページ目をお開きください。このページでは、子ども会館・子どもの家事業の沿革についてまとめたものでございます。

3ページ目にまいりまして、こちらの下段の方には施設の整備状況を記載してございます。

4ページ目から7ページまでは、施設の目的・施設数・利用時間・利用方法・利用状況について、それぞれ子ども会館と子どもの家別にまとめたものでございます。

8ページから9ページにかけましては、施設の職員の配置状況と施設別の利用状況について記載してございます。

11ページにまいりまして、こちらは全施設の所在地や設備状況についてまとめたものでございます。

次に、2 - 2の資料にまいりまして、これは13ページをお開きください。こちらは子ども会館・子どもの家の管理運営の総合的見直し結果の報告書でございます。この報告書は、平成14年5月に青少年課内でまとめたもので、市長、教育長にも報告しているものでございます。見直しを行った理由でございますが、従来も現状の人員や現行制度の中で事業の一部の見直しを行ってききましたが、今後の事業展開や厳しい財政状況等を踏まえ

すと、抜本的な改革が必要という観点から実施したものでございます。

この見直しで具体的に検討した項目につきましては、17ページ上段に記載されております。まず、従来の管理運営の基本方針でございます、一つ目として、小学校区ごとに施設を整備すること、2番目に子ども会館に子どもの家を併設すること、3番目に公設公営による管理運営、この3項目について検討を行いました。その結果、1番目の小学校区ごとの整備状況、それから2番目の子ども会館に子どもの家を併設することの基本方針につきましては、現時点では見直しは必要ないということで結論づけております。ただ、3番目の公設公営の管理運営につきましては、検討の必要があるといたしました。これらの内容につきましては、17ページから18ページに記載されております。

また、この検討結果等を踏まえまして、個別の検討課題として、次の4点について検討を行いました。1番目に管理運営手法の検討、2番目に有料化の検討、3番目に職員制度と職員配置のあり方の検討、4番目にその他の検討課題。これらの検討の内容につきましては、18ページ下段から31ページにかけて記載されております。

次に、32ページにまいりまして、個別課題の取り組みについてであります。これらの検討作業と並行して、実際に取り組んだ課題やその後実施した課題もでございます。平成13年度中に取り組んだ課題としましては、人件費の抑制を目的に、従来の月18日勤務の指導員とは別に、月13日勤務の新たな非常勤嘱託員制度を設け、平成14年4月から実施し人件費の抑制に努めております。また、平成14年度以降、引き続き検討する課題のうち、2番目の子どもの家有料化実施に向けての検討につきましては、平成15年4月から、従来無料であった子どもの家の利用について、負担の公平性の見地から有料化を実施したところでございます。また、有料化の実施にあわせて、子どもの家の利用時間を延長をはじめ、子どもの家の入所定員の見直しや、高学年の利用などについても既に実施しております。

次に、33ページから44ページにつきましては、市内の6歳から20歳までの人口、施設の利用状況、近隣各市の放課後児童対策の実施状況等の資料でございます。

次に、45ページ、資料番号ですと2-3の資料ですが、こちらは平成15年度の放課後児童健全育成事業に関する事業実施状況で、県内各市の小学校、施設の運営主体、実施場所、児童数等の一覧でございます。

また、46ページの資料番号2-4の資料は、同じく県内各市の施設の利用料金、開所時間等を一覧にしたものでございます。

以上が、本日、事務局の方で用意した資料ですが、1月29日に鎌倉市子どもの家父母連絡協議会の代表の方から、各委員の皆様にお配りしてほしいという資料が提出されました。これについては、お手元の方にお配りしております。

以上で、資料の説明を終わります。

松原委員長

ありがとうございました。

もう1点、鎌倉市の放課後児童対策の現状というのがありますね。これの説明も先に伺って、各委員からのご議論をいただきたいと思います。

青少年課青少年担当係長

それでは、放課後児童対策の現状と、今回ご意見をいただきたい事項についてご説明いたします。

まず、放課後児童対策の現状についてですが、最初に当該事業の経過について簡単にご説明いたします。市内における放課後児童対策事業としては、昭和44年に民間の施設が社会福祉協議会から賛助金の交付を受けて事業を開始したのが始まりと言われております。

また市の事業としては、昭和46年に事業の位置づけを福祉サイドか、あるいは教育サイドか、どちらにするかの検討がなされ、その後、48年に教育委員会の事業として、当時、民間で学童保育を実施していた施設に委託をしたのが始まりでございます。その後、昭和49年に地域の子どもたちが自由に遊べる施設として、既に事業を実施していた子ども会館におきまして、テストケースとして留守家庭児童を預かり、その結果等を踏まえ、昭和50年8月に子ども家の設置及び管理に関する条例及び施行規則を公布して現在の形での事業がスタートいたしました。現在実施しております放課後児童対策、本市では留守家庭児童対策事業と位置づけておりますが、まず基本方針ですが、施設名につきましては子ども家、また、地域の子どもたちと留守家庭児童を交流させる目的から子ども会館内に子ども家を併設するというを基本とし、設置場所については学校の授業の緊張から解放され、家庭にいるのと同じような雰囲気の中で放課後を過ごすという考え方から、校内ではなく、できるだけ学校に近い場所に用地を求め、各小学校区ごとに1カ所整備することを目標としております。

また、施設間格差やサービスの均等化を図る目的から、施設の建設及び管理運営につきましては、市が直接行う公設公営方式で事業を進めてまいりました。

昭和50年8月の条例制定以降、民間に委託していた事業を吸収しながら、公設公営施設の整備を進めてきた結果、現在、市内16小学校区のうち、14小学校区に市直営の子ども家を整備いたしました。また現在、民間で実施している施設は、植木小学校区内で活動されておりまするか学童保育所1カ所のみとなっております。

市直営施設のうち、御成小学校区の子どもの家は、学校敷地内にあります旧図書館等を利用した子どもの家だけの単独施設で、また、稲村ヶ崎小学校、それから関谷小学校区の子どもの家につきましては、学校の余裕教室を活用した、同じく子どもの家単独の施設でございます。そのほか11施設につきましては、学校敷地外での子ども会館との併設施設でございます。

残る子どもの家の未設置小学校区は、七里ガ浜小学校区と植木小学校区の2カ所ですが、植木小学校区の子どもの家につきましては、子ども会館との併設施設を現在建設中でありまして、本年5月の下旬から6月上旬までの間に開設を予定しております。

また、先ほどご説明いたしました、るか学童保育所につきましては、植木子どもの家

の開設時には廃業するようなことを聞いてございます。

次に、子ども会館の整備状況についてご説明いたします。子ども会館事業は、地域の子どもの健全育成事業として、昭和45年から実施してきた事業で、子どもの家と同様に、各小学校区に1カ所整備することを目指してございます。現在までに16ある小学校区のうち、11小学校区に12カ所の施設を整備いたしました。残る未設置小学校区は、御成・稲村ヶ崎・七里ガ浜・植木・関谷の5小学校区であります。植木小学校区につきましては先ほど申し上げましたように、子どもの家との併設施設を現在建設中でございます。

次に、子どもの家の概要についてですが、子どもの家は昼間、留守家庭となる児童が専用に利用する施設で、子ども会館の建物内に、畳12畳ほどの和室と台所を留守家庭児童専用として設け、この専用部分を子どもの家としております。この和室は、留守家庭児童が自分の家にかわる部屋として設けたもので、疲れたときや具合の悪いときなど休息の場として使用するとともに、下校した際のランドセルや荷物、着がえ等のロッカー室としても使用しています。また、留守家庭児童が給食のない日にお昼を食べる場所として、また毎日のおやつの間としても使用しています。

利用時間につきましては、平成15年4月から時間延長を実施しましたが、学校の開校日は放課後から午後6時まで、学校がお休みの日は午前8時半から午後6時まで、日曜・祭日・年末年始を除く毎日が利用可能です。また、施設を利用するには申請が必要で、利用対象となる児童は小学校1年生から3年生までの児童で、児童・保護者とも市内に住所を持っており、保護者が就労や病気等の理由により、昼間、児童のお世話ができない家庭の児童です。なお、施設定員に余裕がある場合には、4年生以上の高学年の利用も可能です。

施設の利用料金につきましては、事業開始以来、無料でありましたが、負担の公平性を見地から平成15年4月から有料化を実施いたしました。ちなみに平成15年度は1人当たり月額4,000円、16年度は4,400円、17年度から4,700円となります。また、同一世帯で2人目以降の児童の利用料は半額としており、保護者の負担軽減に努めているところです。

また、定員につきましては、施設の規模によって30人から70人で、平成16年1月15日現在、14の施設に405人の児童が利用しております。また現在、利用を待機しているという児童はおりません。

以上、簡単ですが、施設の状況について説明させていただきました。

次に、委員の皆様にご論議をお願いして、ご意見をいただきたい事項についてですが、2点ございます。

1点目は、子ども会館・子どもの家の管理運営方法についてでございます。平成10年度の児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業が初めて法に規定されました。これは少子化の進行や子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、当該事業の果たす役割

が子どもたちの健全育成だけにとどまらず、子育て支援にも重要な役割を持っているということが再認識されたもので、本市におきましても子育て支援の充実は重要な施策として位置づけられており、子どもの家・子ども会館事業は、今後より一層の展開充実を図る必要があると考えております。しかしながら、昨今の社会情勢の変化や本市の厳しい財政状況から、より効率的な事業運営が求められているのも事実でございます。従来の公設公営による管理運営方式にこだわらず、公設民営等の新たな管理運営手法についてご意見をいただきたいと考えております。

次に2点目でございますが、現在、子どもの家には寝たきり状態の児童のほか、自閉症や知的障害、またADHDと診断されている児童が、子どもの家9施設に14人在籍しております。また、診断はされてはいないものの疑いが持たれる児童も数名おりまして、こうした児童が年々増加しているのが実情でございます。現在の子ども会館・子どもの家には、こうした障害を持った児童が安全に利用できるための十分な設備や専門の職員を配置していないのが実態でございます。今後、どのように対応していったらよいか、この点につきましても専門的な立場からご意見をいただければと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

松原委員長

ありがとうございました。きょうは、実質的に放課後児童対策について検討を始めるところからのスタートになりますので、こういう順番でこの後、進めていきたいと思っております。

最初に各委員から出されたご感想、あるいは事務局が説明をされました資料あるいは子どもの家の現状についてのご質問があれば、それを出していただきたいと思っております。

2番目に、事務局の方からは2点、管理運営施設、特に公設公営ということについて議論してほしい。それから2番目に、障害児の対応ということで、どういうことが必要なのか議論してほしいという提起がありました。その中身に入る前に、この二つの点を議論すればいいのか、あるいは審議会としては3点目、4点目があるのかどうか、このことについて少しご意見を伺って、この放課後児童対策についての論点がある程度固めて、共通認識にする作業をしたいと思っております。その上で時間の余裕があれば、ここの検討課題について、きょう1回目ですのでフリーにご意見をいただくという三つのステップを、時間が許す範囲の中でしたいと思っております。もし少し議論が長引くようであれば、三つ目のステップは次回に繰り延べさせていただくかもしれませんが、そんな順番でいきたいと思っておりますので、まず、各委員の感想か、あるいは事務局からの資料説明・現状説明についてのご質問があれば、それをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

加藤(邦)委員

鎌倉の状況を時代の流れでご説明いただいてよくわかったのですが、いるか学童クラブというのが今、植木小学校区にあって、こちらは公設公営とは違う形態でいらっしゃるかと認識しているのですが、そちらの学童クラブの特色ですとか、市のほかの子どもの家と異なる点ということで考えていらっしゃるかもしれませんが、少し伺いたいな

と思ったのですけれども。

青少年課青少年担当係長

いるか学童クラブの件でございますが、現在、植木小学校の隣に社会福祉法人清和会の施設がございまして、そちらの一室をお借りして運営をしている、いわゆる民営の学童クラブになります。こちらは、子ども会館のような地域の子どもが利用できるような施設ではなくて、特定の学童だけの施設です。人数的には10名程度のお子さんを預かっていると伺っております。

松原委員長

利用料金は市と同じですか。

青少年課青少年担当係長

利用料金につきましては、月額2万円程度と伺っております。

加藤(邦)委員

民設民営の場合ですと、市から補助は全く出ていない状況で、受益者負担という形になっているということですか。

青少年課青少年担当係長

市からは委託料や補助金は出しておりません。ですから、運営につきましては、各保護者の利用料で賄っていると聞いております。

富田副委員長

利用料の4,000円の試算の根拠というのは、おやつ代だけですか。おやつ代は別なのですか。

青少年課青少年担当係長

市直営の施設でございますが、現在利用料は4,000円で、そのほかにおやつ代というのは、それぞれの各子どもの家に父母会というのがございまして、そちらは施設によって異なるわけですが、月額2,000円程度、おやつ代として別に徴収していると聞いております。

富田副委員長

3カ所のところをよく見たら市販のおやつでしたけれども、育ち盛りの子どもとしてはちょっと足りないのではないかと思ったのですけれども、その辺のおやつ代の補助というのは行政としてはできる、できないは別として、考えたことはないのですか。

青少年課長

おやつ代の補助につきましては、これは保護者会で独自の意見がそれぞれにあって、それで各父兄会でやっているという現状でございまして、市から補助等を出さず考えは今のところございません。

それから、4,000円の根拠ですが、これは15年度から有料化をさせていただきました。この算定につきましては、前年度に、子どもの家に関する予算について、国の補助要綱等によりまして費用の2分の1を利用者から利用料としていただいてもよろしいとい

う規定がございまして、それに基づきまして費用の2分の1、その前に国庫補助金を事前に差し引きまして、残りを2分の1にしまして、その70%を15年度の利用率ということで算定をさせていただいております。細かい数字については、手元にきょうは資料を持っておりません。もし必要でしたら後日、資料としてお出しします。

松原委員長

きょういただいた資料の23ページには、直営の相模原市を参考にしたと書いてあるのですけれど、それはあったのですか。

青少年課青少年担当係長

利用料金を決める上で、近隣市で、やはり直営で有料でやっている市を参考にさせていただきました。おおむね大体4,000円から5,000円程度ですので、最低といえますか、その4,000円のランクで決めさせていただきました。

松原委員長

総額で今、人件費・運営費等で、鎌倉市は子どもの家事業、子ども会館の方もダブルとところがあるかもしれない、光熱水費なんかはね。ざくっとしたところから出てくるものですから。大体、総額で幾らぐらい、市として、国庫補助も含めてできるのか、それとも市単独で出している場合もあるのか、どちらかの数字でも結構なのですか、それをお願いできますか。

青少年課青少年担当係長

子ども会館・子どもの家それぞれの金額は、併設館でございまして、配置している指導員も両方の施設を見ているということで、数字的には分けて出すことはなかなか難しいのですが、子ども会館と子どもの家にかかる費用、両方を合算した数字が、平成14年度決算で約1億9,000万。歳入の方ですと、国からの補助金が約1,800万円ぐらいです。そのほか今年度からですけれども、利用者の負担ということで1,600万円程度、利用料金が入ってくるということです。

松原委員長

ありがとうございました。ほかにご質問はあるでしょうか。

加藤(邦)委員

子どもの家にはそれぞれの小学校から通ってくると思うのですが、一つの施設に複数の小学校の児童が通ってくるという場合もあるのですか。

青少年課青少年担当係長

例えば、おなり子どもの家には、御成小学校のほか、第一小学校、付属小学校の児童が通っています。また大船第一子どもの家には、大船小学校のほか、私立の湘南学園とか、やはり幾つかの学校から通われています。他の施設につきましても、数力所につきましても、その学区の小学校だけというところもありますが、最近はいろいろな小学校、特に私立の小学校からも入ってくるというお子さんが増えています。

松原委員長

ほかにご質問はよろしいですか。

それでは、また何かご疑問が出てきましたら出していただくことにして、それでは二つ目のステップに行きまして、事務局からは管理運営にかかわって公設公営のことについてどうかという議論をしてほしい、それと障害児対応ということでご意見を伺いたいという2点が提起されました。先ほど、各委員のご感想を伺っていますと、もう少し何点が論点があるような気持ちで聞いていたのですけれども、いきなり私はまとめはしませんので、この2点でよろしいかどうか。もう少しこの放課後児童対策にかかわって、こういう点、議論した方がいいのではないかとということでご意見がありましたら伺いたいのですが、いかがでしょう。

石井委員

私の中でもまだまとまっていないので、うまく言えるかどうかわからないのですけれども、印象としまして、公設民営化を考えるとという、もう何かコストの点についてがとても強く、コストから考えるとそれがいいという話で終わってしまうような印象を持っています、正直言いますね。ところが、いろいろ見ていきますと、本当に子育て支援とか、それから地域における子どもの交流という点から考えて、現状の中でもうちょっと問題点、または、こうしたらいいのではないかというような具体点を考えるという、もっといろいろな意見が出てくると思うのですね。何か私はちょっと民営化にするのかというふうな議論にいくと、もうそういったことはすべていいわ、後回しでみたいな、何かちょっとそんな印象がしていますが、これは私だけなのかどうなのか、ちょっとその辺を。

松原委員長

これは今、石井委員の言われる提起というのは、恐らく放課後児童対策でどういう子どもたちを対象にすべきか、あるいは何をそこでやるべきか、その地域との関係でどういうことが検討されるのかということ、積み上げていった先に管理運営の問題が出てくるのであれば、そこでは議論ができるのではないかと。先に、その公設民営ということだけで議論してしまうと、どうしてもコスト論だけになってしまうので、むしろ子どもの最善の利益ということがあって、そういうことの中で、今の課題ということを考えていく順番の方がいいのではないかと、そういうふうにとらえてよろしいのでしょうか。これも一つのご意見ですので、ここはちょっと各委員からご意見を伺って、あくまでも事務局の提案はたたき台ですので、この審議会として議論の手だてといいましょうか、項目、順番を決めていいのだと思いますけれどね。引き続きご意見を伺いたいのですが、いかがでしょう。

加藤（芳）委員

きのう、3カ所見せていただいて物理的な不足面とか、ハードとソフトというような面があると思います。先ほど人的体制のことがありましたけれども、指導員の数の問題と、もう一つはサービスの内容、職員の質の問題があるかと思います。そこでお伺いしますが、今のところ資格要件については規定はないと承りましたが、児童福祉法上は資格要件

が付設をされていることもありまして、それについて、このサービスの内容ですと職員の資格要件についてどんなふうと考えられているのでしょうか。

松原委員長

現状をとりあえず確認しましょうか。資格要件、それから研修等の受講者からの報告があるというだけではなくて、研修等が全員に行われるのかとか、そんなことも含めて、教えていただきたいのですが。

青少年課青少年担当

まず、資格要件でございますが、現在、施設に配置している指導員は二通りございまして、青少年育成専任指導員、青少年育成指導員、それぞれ勤務日数が違うわけですが、いずれの指導員につきましても特に資格要件はとっておりません。ただし、指導員になられている方の中には、保育士の資格あるいは教員資格等をもっている方が中にはおるような状況でございます。

それから、研修制度につきましては、県内の施設の指導員を集めた県主催の研修会が年に6回程度行われておりまして、そちらの方に毎回、指導員の代表数名を派遣して研修を受けさせております。また、受けた内容につきましては持ち帰ってまいりまして、月に1回開く、指導員を集めての全体会というのがございまして、その中で報告をして指導員全員に周知を図っているという状況でございます。

松原委員長

ありがとうございました。それを踏まえて、加藤（芳）委員の提案している職員の配置ですとか、それから資質の向上というようなこともここで考えていいのではないかと、そういうご提案ということで受けとめてよろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

四方委員

今、事務局から二つのことをおっしゃられましたが、これは4回の間でまとめることという理解でよろしいのですか。

松原委員長

とりあえず事務局から審議会での審議のたたき台としてと、私は受けとめていて、もう少し審議課題があるのか。あるいは少し見方を変えて審議テーマを組み直してみることもできるかなと思っています。きょうは後ほどその確認もしたいと思っています。

四方委員

ありがとうございます。先ほど石井先生もおっしゃいましたように、行き着くところは今、市の中でこのことが大変大きな問題になっているのだらうと察しますが、やはり今、加藤先生もおっしゃいましたように、もっと幾つか私はあるのだらうと思っています。もう少しそのところを整理して、実際には、先ほど一番最初の感想でも私も申し上げ、ほかの先生からも言われましたが、子育て支援の中で学童保育の果たす役割というのは大変大きいのだらうと思うんですね。ですから、それは子どもの育ちの問題ではありますが、実は働きやすい、お母さんたちやお父さんたちが安心して働いていけるためにという、つま

りコミュニティにとってとても大変なこれは社会的資源なので、もう少しその中身のところをどういうサービスをしていったらいいかというまとめを、その問題についてきょうは入っていけばいいのではないのでしょうか。

松原委員長

実際、機能を少し議論して、そこを先にしたらどうかということ、石井委員と近い部分があると思うんですが、いろいろな問題等がありますが、いかがでしょうか。先ほどの新保委員の感想のプラスの方向というのは、もう少しそういう地域児童全般への子どもの家・子ども会館がどういうふうに役割を果たすのか、もうちょっと増やせると、その地域の子育てをしている親子にどういう機能提供ができるかという、そんな感想を持たれたということでもいいですかね。

新保委員

はい、そのようなイメージを今回は特にしました。今回の議論が、特に放課後対策イコール子どもの家というのをまず一つ、今のところ、議論としてはそういう方向なのだろうと思うのですが、小学校、特に低学年のお子さんたちの中でも放課後、子どもの家を利用されない方というのも当然たくさんおられるわけで、そのような方たちに対しても何か今回できるかどうかということも考えてみたいなという気がしています。特に、放課後ということであるならば、子どもの家に通っていらっしゃる方、それから地域の他のサークルに行っていっぱい方、それから自宅に母親がおられて、そのもとに真っすぐ帰られる方、それから場合によれば小学校のクラブ活動にずっと時間を費やしている方もあるのかもしれない。これら横を眺めながら子どもの家の動きというのを考えてみたいなという気がします。中でも特に、現在、子どもの家に通っていらっしゃるお子さんのことを考えると同時に、現在も自宅に真っすぐ帰って自宅にいるけれども、その自宅にいるお子さんも子どもの家に来てもらうという雰囲気をつくるのかどうなのか、地域社会の中でそういうことをつくるのかどうなのかということも一つあるのではないかなと思いますし、子どもの家というものと、他の地域の他のサークルと子どもの家との関係をどう理解するのかということも考えてみたいなと思っております。

松原委員長

ほかにどうでしょうか。

石井委員

私は、民営化にするということは、今、市にとりましてとても大きな問題であろうということとはとても思うのですね。ただ、私の中でどうもやっぱりイメージができなくて、公設民営化でやっているほかの市がありますよね。若干、資料で今見ている、例えばそこで、もし民営化されることによって、よりサービスの充実というのでしょうか、その地域における子どもの子育て支援なんかは、子どもの交流の拠点といった意味での位置づけとして、サービスの向上が図られるということがあるのかどうなのかとか、そういったことも具体的によくわからないので、何か印象としてコストの面でとにかく民営化にするというふう

に、この書類だけでは思ったのでそういう発言をいたしました、本当に大事なものは、やはりサービスの充実であるという点で、ちょっとわからないのです。

富田副委員長

最初に二階堂を拝見してしまったのは幸せなのかどうなのかわからないのですけれども、先ほどのお話で、各小学校区に1施設ずつ設置をするので、整備は大体終わったというわけですが、中身について余りにも差があり過ぎたものですから、子どもたちがよりよい環境で過ごせるように、室内の整備をしていただいた方がいいのではないかと。今、これから15年度中にできるものは、多分、中身が大分いいのだろーと思えますね。ですから、もう耐用年数がとうに過ぎているような道具を大事に補修したり、いろいろ使っているように見えたんですが、管理運営だけではなくて、その辺も議論する方がいいのではないかなと思います。

松原委員長

ありがとうございます。きょう机上に配付していただいた別添資料の中に、この父母会からの意見要望ということで、真ん中あたりのところでしょうか、意見要望の中では、職に関してのことについて主として書かれているものがあって、一番最後でしょうかね、補足ということで少し具体的な要望等も書かれています。こんなところを参考にさせていただいて進めたいのですけれど、今、随分、ある種方向性が合意されてくるのかなとも思っています。はいのですけれど、具体的にこんなことをという考えがあれば、つけ加えていただきたいと思うのですが。何人かの委員からお話があって、子ども家でも障害を持ったお子さんを受けとめてくださっていることについて肯定的な評価をされていて、市の方としてもそれをどう担保し、どう充実させていくかということで2番目の課題提起だったと思いますので、それは大きな項目として私たちが取り上げていきたいと思えますし、今、職員の問題、あるいは古びてきたハードのことも含めて、中身をどうしていったらいいのかという議論をしたらいかがという、そんなお話がございました。確かに結構、遊具もガムテープで補修しているようなものがたくさんありましてね。物を壊すというのも、子どもとしてはおもしろいので壊してもいいかなと。大切に使う必要はあるけど。壊れたものは新しいものを補充できるという前提ですけれども、そう思います。

あと私が提案をさせていただいていいですか。もう少し、今までの各委員の発言、私がまとめながらご意見を伺いますけれども、まとめる前にもう少しここでこんなことをということがあれば、ご発言いただければと思います。特に、この連絡協議会なんかのご要望で触発されるものがあれば、それも伺いたいのですけれども。

加藤(芳)委員

少し切り口を変えて、きのう質問できなかったのですが、ちょっと突拍子もないことかもしれないけれども、学童保育で不登校のお子さんというのは受けたことがあるのでしょうか。

青少年課青少年担当係長

学校に行かないかわりに、子ども会館に遊びに来るといふ例はございます。

加藤（芳）委員

ありがとうございます。先ほどサービスの内容・質ということ、委員からもありましたけれども、つまり基本的な子育て支援対策、依然、鎌倉市としてそれをどうとらえるかというところが、今のところ、私はっきりわかっていないということもありまして、その中の学童保育、留守家庭児童対策の拠点が、どういう役割を果たしていくべきかというところで、サービスの内容が市民の合意の上で決まっていくのだろうなと思います。

そう考えると、この事業の本来目的の規定の枠内で考えるのか、今後の次世代育成支援対策、その計画の中でどういう位置づけられていくのか、あわせて考えていくのだろうと思うのです。そう考えますと、現行の規定の枠内で考えるのか、別な切り口もありますよという一例で申し上げましたように、不登校対策とか、あるいは児童相談所にするれば、手前みそですけども、レアなケースでしたけれども、見守りが必要な在宅児童のお子さんがいて、学童に見てほしいなど。ところが、親御さんがそのニーズがないというときに、保育所の福祉事務措置のような形でやっていただけないだろうかと思ったこともあって、これは本当にレアかもしれませんが、今後の子育て支援対策の中で、小学校3年生程度以降のお子さんの地域の子育て支援の柱として、この子どもの家がどういう役割でやっていくべきか、もう少し別に切り口もあるのではなかろうかと思います。というわけで、どういった役割に今後、求められていくのだろうかという議論がまずあって、その中でどういう内容で、どういう将来方向かということになるのではなかろうかと思いません。

委員長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。

では、一たん整理をさせていただいて。それはちょっと違うのではないかと、こう変えた方がいいとか、ご意見をいただきたいと思うのですが、まず全体として管理運営、特に公設公営の見直しという、そこから議論をするのではなくて、放課後児童対策ないしは、もう少し広げて鎌倉市における子育て支援という中で、子どもの家・子ども会館をどう位置づけるかという、そこをスタートにして議論をすべきだという各委員のご意見をいただきました。その中では、新保委員がおっしゃったように、もう少し敷衍をしいって、あるいは加藤（芳）委員がおっしゃったように敷衍ではなくて、もう少し専門的な部分で特化してしいってとか、そういう二つの方向性についての可能性も議論できるかもしれない。これは議論の中で進めていくとして、そういうあり方ということで当面、議論をしていくべきこととして、一つは事務局から出していただいた障害児の対応ということがあります。

二つ目に、私たちが見せていただいた、各委員共通だったと思うのですが、今回、本当に指導員の方が一緒によく仕事をしてくださっている。これは子どもたちだけではなくて、特にお迎えの場面でしょうかね、親との対話も随分していただいているようなお話も伺い

ました。そのことも踏まえながら、しかし、その体制、職員配置等も含めて、具体的なサービス拡充をしていくために、職員の体制・資質の向上という二つ目、その課題が加藤（芳）委員からも提起されましたので、具体的には障害児対応、職員の資質ということを考えてと思いますし、3番目に、これは石井委員がおっしゃってくださったと思うのですが、当面、子どもの家・子ども会館の事業内容を、これはおそらく開所時間といった物理的な問題から実際のプログラム、どんなことをここで展開するのかという、ここは種々あるかと思うのですけれども、そういった細かい項目も今後提示されてくるようであれば議論していただくことになるとと思いますし、子どもの成長・発達にとって、あるいは地域で子どもが暮らすことによって、どういうふうに有効に機能できるかということを考えていって、それがある程度、この審議会としてこんな方向性で将来、子どもの家・子ども会館が目指すべき方向というのが見えてくる中で、それを実現する中で、現実的にそれを公設公営でやれるのか、あるいは公設民営なのか、民設民営なのか、あるいはそのときの利用者負担とかという現実的な問題も最後は一緒に、その時点になって考えていくということで、この議論を進めていきたいと。一たん、そういうふうに事務局から出された二つの課題を組み直してみました、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、そういう順番でさせていただいて、実は今後の審議の中身について、ぜひ皆さんにお諮りをして、またご意見をいただきたいことがあるのでちょっとその時間をとるのですが、もうあと10分ぐらいは今のテーマで議論いただけたらと思うので、私はその事業の内容ということで、例えば開所時間のプログラム提供とか、ちょっと思いついたところを挙げましたけれども、そういったことでもいいですし、それから全般的なもの、こんなことを今、地域として、あるいは行政として参考とすべきでないかということがあれば、少しフリーに出していただいて、今後の議論の中で活用していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

富田副委員長は、先日の施設見学の際、卒園生に声をかけていらっしゃいましたけれども、例えば保育園と小学校とのつながり、あるいはそこでの放課後対策について何かご感想をお持ちでしたら伺いたいです。

富田副委員長

保育園サイドから申しますと、その施設の開所時間が6時まで延長されたとなっておりますけれども、保育園は7時もしくは8時までですから、そういう点からいくと7時まで開所できないのかなという思いがあるのですね。特にあの子を含めて駅近辺の飲食店等を経営する家庭もかなりありまして、あの時間に帰ると店はラッシュで、真っ暗がりの中、家に帰るといのは大変怖いなと思いがあって、だから、ああいう施設を非常に大事にしている親もいるわけですから、その辺のところを考えると、職員体制の側から、あるいは教育委員会的発想から時間的スケジュールを決めるのではなくて、子どもの安全対策を基準にして考えてくれたらいいのではないかと。職員体制については、そんな遅くまで指導員

ができなければ、何かほかに対策があるのかなど。そんなことも議論の中に加えてくれればありがたいなと思っています。

松原委員長

ありがとうございます。加藤（邦）委員でしたか、ちょっと防犯対策といいたいでしょうか、おっしゃっていましたが、その下に何か補足していただけますか。地域に開放していることはいいけれども、少しその辺の心配もあるというお話をいただきましたよね。

加藤（邦）委員

管理運営というつながりですか。どうでしょうね、まだ鎌倉市では始まったばかりで、12年からということなので、ことしで4年目とか5年目ですよね、子どもの家を提供したのは、もっと長いのですか。

青少年課青少年担当係長

昭和50年からです。

加藤（邦）委員

50年から継続されていて、それで地域によってもいろいろ違いがありますし、それから児童数も違いがありますし、子どもの家と子ども会館の状況の違いもありますので、一概に時間が安全対策と関係あるというよりは、どちらかというと、その内容について充実させていった結果、その内容を確保できる状況で時間を延ばしていくという発想の方が、預けているというか、お世話になっている親御さんの立場からすると、時間が延びても、私が三つの施設を見学したときに、子どもが一人で家に帰るという方と、途中4時半ごろからおけいこに行く方とか、本当にさまざまな利用のなさり方がありまして、ちょっとスタッフの方にお聞きしますと、学校から子どもの家に来るまでは学校の安全、危機管理の範疇なのだけれども、子どもの家から自宅までは子どもの家の範疇だとお聞きしたのですが、結構、子どもが一人になる時間というのは、利用されているお子さんでもいろいろのような気がするのですね。ですから、全部に当てはめてというか、今、いろいろな理由のされ方があって、その部分は預ける方というか、子どもの家を利用されるご家庭と話し合っていないと、枠を先につくってしまうということは非常に難しい内容なのかなと思いました。

だから安全対策といいたしても、本当に安全ということを考えてしまうと、子どもの行動を非常に制限することになってしまいますし、せっかく広い庭があっても、そこで遊ぶには指導員がついていなければいけないとか、何かそういう規則を守らなければということになってしまうと、小学校1年生の子どもがルールを守って行動するということを理解できるまでに非常に時間がかかると思うのですね。みんな通っていらっしやるところが保育園だったり、幼稚園の方とか、いろいろな幼児期を過ごした人たちが小学校に入って、まず大きな環境の変化があって、小学校に慣れるということも各ご家庭で苦労されながら、1年ぐらいかけて学校に通うということがわかってくるわけですよね。小学校区というのがどういう範囲で、ここにいたらこういうことが危険で、こういうふうに身を守らなけれ

ばいけないということも、一人一人の子どもが自分で理解したり、身につけていくものなので、それは一概に指導員がこれだけ指導しているからわかるということではなくて、障害児の方もいろいろなお子さんの家庭環境も含めて、その子がわかった状況にとか、安全であるという状況をつくっていくのには非常に時間がかかることで、見えにくいことだと思うのです。ですから、私、今の段階で系統的にこれが安全であるといっても、それはその子にとってどうなのかというのはなかなか難しく、その指導員がどれくらい責任を持てるかですとか、今、学校でもいろいろな危険なことが起こっておりますので、このところは非常に慎重に話さないといけないと思います。

それから、コミュニティとの関係で言いますと、幼児期に過ごした活動範囲のものとは違って、またもっと広がった地域とのかかわりになりますので、そういった面で大人の見守りとか指導員の指導の仕方とか学校との連携とか、その地域の活用できる資源とどうタイアップしていくかということは、本当に面で見えていかないと非常に難しいことかなと思いますので、今まで議論されているように、子どもの家とか子ども会館というのは子どもにとってコミュニティとこれからどう関係をつけていくかという本当の原点になると思うのです。私たちの施設ですと親子で通ってこられますので、親子関係をどうしていくかですとか、親支援をどうしていくかということがメインになりますけれども、子ども対地域ということで、子どもにどう地域が優しくなれるかとか、地域が子どもを育てていけるかということで、鎌倉市の場合は非常に歴史のある活動をされていて、やはり今まで培われたものの上に重ねていく方が、方向性としては非常に地域の方の理解ですとか、この鎌倉市の地域性みたいなものと無理なくつながっていけるのではないかなと思います。ちょっと話が大きくなり過ぎてしまって申しわけありません。

富田副委員長

さっき質問をすればよかったのですが、大規模災害のときの食糧の備蓄はどうなっているのですか。

青少年課青少年担当係長

特に子ども会館・子どもの家の方には、そういう設備はございません。備蓄というものはしておりません。

富田副委員長

交通手段が途絶すると、子どもが帰れなくなる。しょうがなしに施設に宿泊させなければならぬような事態が起きますが、そういうときは役所から炊き出しをしていくのですか。

こども局推進担当部長

阪神・淡路の大震災が起こったときに、私が特命でその担当の部長をやりましたので、鎌倉市の対応の仕方についてちょっと補足いたします。各小学校に備蓄倉庫を1クラスあけていただいて確保しております。そこは、まず地域の拠点になります。各小学校に集まっていただければ、そこで宿泊もできるし、炊き出しもできて、備蓄の資材等、大分あり

ますので対応できると思うのですが、問題は富田先生おっしゃったように、施設で交通手段なり、交通が途絶して対応できないときはどうするかという話ですが、その拠点ごとに備蓄がありますから、そこに行けない場合には、地域の市職員なり、あるいは民間の地域の拠点に集まってくる方たちが出向いて行く形で対応するということになるのではないかと考えています。

富田副委員長

低学年の場合は、親が施設まで迎えに来なければならないということがありますね。遠くの方に通っていた場合には、親が帰ってこれないことがあります。保育園の場合には、そういうときには施設に泊めると。だから、保育園にも食糧の備蓄をすることになっていきますけれども、地域の人を使うということになると、消防団は忙しいでしょうから町内会の自治防災とか委員会とか、そういうところとよくコネクションをつくってそういうことができるようにして、その施設に食糧を運んでくれるのか。施設は大変老朽化していますから、多分つぶれてしまうのではないかと思いますから、子どもを連れて、その小学校に避難するか、いずれにしても今の指導員体制ではちょっと無理ですから、ですから安全対策のところで、そのことについても触れた方がいいのではないかなと思います。

松原委員長

ありがとうございます。最新版となるということで、防災対策事業、今後のテーマになるかと思っています。

さて、最後のテーマに移りたいのですが、委員長からこんなことを言うのも何だろうと思いますが、ずっとお話を伺ってきていて、鎌倉市の経緯も伺って、教育委員会が委託で始められたという経緯がわかったのですが、前に小学校内の空き教室ではなくて、近接のところに子ども会館・子どもの家をつくっていくと、鎌倉市が基本方針、現実に違うところがありますけれども、やられている中で、これを教育委員会の生涯学習部の青少年課が所管するのか、まさに健全育成とか次世代育成で、もうちょっと所管部署についても考えなくていいかなとちょっと思ったのですが、これも最後全体の管理運営のところのテーマなのかもしれません。ちょっと、これは感想です。

さて、それでは大体、審議の方向性もまとめていただいて、補足の意見もいただきましたので、次回の審議日程で、まず物理的に日程の確認をさせていただいて、その中で一つヒアリングをしたいという提案をさせていただいて、どういう方からお話を伺うかということを少し議論したいと思います。

(以下、次回の日程等の調整)

松原委員長

2カ月に1回ということで2月が飛びます。3月23日火曜日、18時ということで予定をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

そして、子どもの家父母連絡協議会のご要望の中には、この審議会の委員のメンバーにも、この協議会からというご要望もありましたけれども、今回の児童福祉審議会のテーマ

で、放課後児童対策だけではなくて、さまざまな問題を幅広い見地から検討するというところで、メンバーにはお迎えできませんでしたが、前回の保育のときに、やはり当事者の声が聞きたいということでヒアリングを実施させていただきました。そこで、次回もおおよそ2時間とる中で、できるだけいろいろな方からご意見を伺いたいと思っていて、もちろんその中に実際に子どもの家を利用されているご父母、保護者の方から当然ヒアリング、お願いをする方たちの一人として入ってくるのですが、ほかに当事者、関係者で、ぜひヒアリングをすべきだという意味で、どうでしょうか、先に各委員から出していただきますか、それとも事務局としてこんなところということでご披露いただいて、それから議論しましょうか。

青少年課長

事務局から、今現在、考えられる団体ということでお示ししますと、まず市の非常勤嘱託職員の青少年育成専任指導員、鎌倉市子どもの家父母連絡協議会、鎌倉市PTA連絡協議会の代表の方。それと保育園の保護者代表などが考えられるのではなかろうかと考えております。

松原委員長

PTA、それから保育園の保護者会という二つを挙げた理由を補足で説明していただけますか。

青少年課長

放課後児童対策事業につきましては、対象児童が小学校1年生から3年生、基本的にはですね。それで余裕がある場合には上級生ということで、対象児童が通っている保護者、広い意味でPTAの立場でのご意見をいただくということと、保育園につきましては今後、卒園した後に利用されるであろう方たちの保護者のご意見もあわせて出していただければということで、提案させていただいております。

松原委員長

ということで、当事者・関係者という形で四つ挙げていただきましたが、ほかにこんなところから意見を聞くべきだというご提案がありますでしょうか。せっかくの機会ですので、ヒアリングに際しては、それぞれの方に十分お話をいただきたいと思えますし、その辺の質疑応答も私たちの方で少しさせていただきたいと思うので、余りたくさんになると1回分をそれで全部使ってしまうこととなりますので、無限にふやすというわけにもいきませんが、いかがでしょうか。

加藤(邦)委員

ここの19ページに民間が運営する場合には、次の運営主体が考えられると書いてありますけれども、こちらの中から、もしどなたか来ていただけるようでしたら、もし公設民営になる場合ですとか、その運営主体の方たちがどういう考え方を持っていられるのかということをお聞きしたいと思うのですが。あったらお願いします。

松原委員長

ただ、民営にするともしないとも決まっていないから、どうしますかと聞かれても困るかなと思うのですね。

加藤（邦）委員

どういう考えを持っているのか聞いてみてはいかがでしょうか。

松原委員長

今回、とにかく実施運営の父母会の方がみえるのでいいですよ。あと、企業と言われてもどうしますかね。いろいろちょっと物理的に考えると。ちょっとほかの委員のご意見も伺ってみたいと思います。

四方委員

私、ちょっと聞き漏らしてわかりにくかったのですが、先ほど、非常勤のおっしゃった、その先がどういう方なのか、ちょっとイメージが頭に浮かびにくかったのですが、やはり現場の指導をしていらっしゃる方の意見といたしますか、実情の中からいつもお考えになっているいろいろなことを一番聞きたいですね。

富田副委員長

民営化するかどうかという議論が全くされていない今、やるかどうかわからない、ここへ来て、そういう対象として考えられるというその人を呼ぶのは、私はちょっとどうかと思うのですが。

松原委員長

というご意見をいただきました。そうですね、声をかけられた方も、ちょっと戸惑うかもしれませんが、これはもし仮に、かなり議論が進んできて、民営化という線をこの委員会で考えようというふうになったときに、ひょっとしたらどこかで公設民営でやっていらっしゃるところのご意見を伺うという、それは可能性として残しておくということ。当面、この3月23日については声をおかけしないと、そういうことでよろしいですか。

加藤（邦）委員

結構です。

松原委員長

ほかにいかがですか。四方委員がおっしゃった現場の指導員の先生方のお話を伺うということについては、これは一番大切なことですし、今、事務局が正式名称をおっしゃったので、聞きづらかったのだらうと思います。私は指導員の先生方という形で呼んでいますが、この方たちには十分お話を伺うということだと思います。

加藤（芳）委員

僭越だと思うのですが、どうしても無理だったらあれなのですが、当の利用したお子さん、OBですね。今の年齢でどうかというのはあるので、何年か前にお世話になったというお子さん自身の声も聞いてみたいかと私は思います。

松原委員長

これは大切なことですよ。事務局、どうですか、そういったのは。子どもの声、今、

OBという話が出ました。

青少年課長

うちの方で指導員とちょっと検討させていただきます。

四方委員

そこを出ていった子どもたちの同窓会などはあるのでしょうか。

委員長

それはどうですか、事務局。

青少年課長

聞いておりません。

四方委員

結構でございます。

松原委員長

僕もちょっと子どもの声というのは実は考えたのですね。ただ、時間が18時からで遅くなるのでどうかと思ったりして、でも6時ならいいかなと思ったり、あるいはちょっと考えていたのは、ビデオ出演なんかもありかなと思って、そうしたら夜遅くここに来なくて済みますしね。これは審議会からそういう声があったということで、事務局の方でどういうふうを実現できるか、できないのか、やはりこれは子どもを實際ケアされている指導員の方が一番わかりだと思しますので検討していただいて。ただ、加藤（芳）委員の方から、場合によってはOBでもいいのではないかなというお話があって、そうすると小学校5・6年、中学1年生ぐらいの子どもたちでもいいかという、その可能性も含めて、子どもたちの声を聞く手段、直接来ていただくのか、場合によってはアンケートをやってもいいかもしれないですし。ちょっと現場の指導員の先生方と相談をしていただくということで、可能性を追求するということがよろしいでしょうか。

新保委員

その場合の、今、どんどん人数がふえてきていますので、まず最初に保護者の方のご意見をじっくり聞きたいなと思います。次に、現場の職員の意見を聞くと。あとは、おいおい1個ずつ対象者を広げていく。場合によれば、ここに来ていただかなくても、どこかで集団討議していただいて、その結果を報告していただくということも含めて考えていきたいなというのがあります。これはヒアリングの対象者に関することです。

あともう一つは、これは次世代育成の方の計画と絡むのかもしれませんが、子どもの放課後の時間の使い方について、何らかの資料がもしあればご提示いただきたいなと思います。子どもの家を利用されている方だけではなくて、その他のお子さんのことも含めて、学校の授業が終わった後、どういう時間の使い方をしているのかということについてある程度、全体の情報が欲しいなと思います。たしか次世代の計画、県がつくった調査票の中にも少しあると思うのですが、場合によれば、このクラスでもっと細かく調べることができれば、よりいいなと思います。以上です。

こども局推進担当課長

次世代のニーズ調査につきましては、就学していらっしゃるお子さん、小学校に入っていらっしゃるお子さんのいる2,000世帯に調査をかけております。今、ちょうど調査票の回収を行っておるところでございますけれども、調査項目の中には、お子さんが放課後どこで過ごしているか。例えば、子どもの家に行っているお子さんもあれば、近所で遊んでいるお子さんもあれば、友達の家に行くとか、けいこ事に行くとか、そういった調査の回答の項目がございまして、そこら辺の集計・分析含めまして、大体3月末までにまとめるつもりであります。次の23日にはちょっと結果報告させていただくのに間に合わないかなと思いますけれども、まとまりました段階で、また、こちらの審議会にもご報告をさせていただきます。

それから、今までに行われました調査の中で、教育センターでかまくらっ子の意識調査といいますが、そういった調査の中にも、そこら辺の課題が含まれております。その辺のことにつきましても、また状況をお話することができようかと思っております。

松原委員長

ありがとうございました。では、次回に提出していただけるものと、それから次々回になるものもあるかもしれませんが、事務局の方でご準備いただきたい。最初の点については、指導員の意見を受けとめながら、ただ、この方は20分で、この人は10分というのはあまりしたくないもので、やはりお話しするからには均等の時間配分でお話をさせていただきたいと思っております。ただ、もし子どもたちの声を聞く場合に、それをどう時間処理するかちょっと課題なのですけれども。

では、確認させていただきますと、この父母連絡協議会の方と指導員の方、これも代表の方がみえるんだと思いますが、それとPTA連絡会、それから保育所の保護者連絡会、それと可能性を追求するということで子どもの何らかの参加を得たいということで確認をしたいと思っております。これは、おおよその心づもりで次回、そういった方たちのお話を伺うのに半分ぐらい時間を費やして、それからそれぞれ、その都度するか、まとめて伺って全員にお残りいただいて、それで全体で質疑応答、あるいは場合によっては議論に参加していただくか、ちょっと考えますけれども、残り半分、せっかく来ていただきまして、聞きっぱなしということではなくて、各委員から要望・ご質問等も受けるような形で次回は進めていき、きょう整理をさせていただいたような審議の方向性も、9月までという時間があるようですけれど、よく考えると審議回数としては2ヶ月に一回ですから、次回もワンステップ進める、ヒアリングだけでは終わらないようにしたいと思います。しかし、ヒアリングを基礎にしながらということで審議を進めていきたいと思っております。

予定の時間を5分回ってしまいましたがお許しいただきたいと思っております。

それでは、この年度末それぞれの委員の方はお忙しいとは思いますが、3月23日にまたお越しいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。